

事務事業評価シート

事業番号 No. 20		事務事業名 北多摩北地区保護司会西東京分区運営費等補助金		所管部課 地域共生課						
基礎情報	事業開始時期【1】	平成25年度		実施形態【2】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()					
	根拠法令等【3】	北多摩北地区保護司会西東京分区運営費等補助金交付要綱								
	総合計画【4】	基本目標	3 笑顔で自分らしく暮らせるまち	基本施策	7 人と地域がつながり安心して暮らすために	施策	7-1 地域福祉の推進			
	個別計画【5】	計画	再犯防止推進計画	施策等①		施策等②				
事務事業の概要	事務事業の目的と目指す成果【6】	保護司法(昭和25年法律第204号)に規定する保護司をもって組織する北多摩北地区保護司会西東京分区が実施する保護司法第1条に規定する保護司の使命の達成に資する活動及び事業に補助することで、犯罪をした者の改善更生を助け、犯罪や非行のない、市民が安心して暮らせるまちづくりを促進していく。								
	事務事業の内容・実施方法等／補助の概要【7】	【補助の概要】 保護司は、保護司法に基づき、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間ボランティアである。更生保護や犯罪予防活動など地域安全に寄与する活動を行う団体に対し、継続的に支援していく必要があると考える。 ■支払方法:概算払 ■補助額(率): (1)事務費助成 対象経費の9/10(上限85,000円) (2)事業費のうち、研修費及び広報費助成 対象経費の9/10(上限 研修費:228,000円、広報費:47,000円) ■国・都補助の有無:なし ■補助対象経費:事務費、事業費 ■補助対象:北多摩北地区保護司会西東京分区 ■【保護司会とは】 保護司法により、保護区ごとに保護司会を組織することとされている。西東京分区は、小平分区、東村山分区、東久留米分区、清瀬分区とともに北多摩北地区保護司会に属する。西東京市の保護司は、北多摩北地区保護司会西東京分区を組織する。								
事業費データ	項 目	令和5年度(決算額)		令和6年度(決算額)		令和7年度(決算見込額)		令和8年度(予算額)		単位
	事業費計【8】	183		307		324		324		千円
	財源内訳									
	国庫支出金・都支出金									
	その他()									
	一般財源	183		307		324		324		
	人件費計【9】	1,341		1,487		1,487		1,487		
内訳										
正規職員	0.20 人	1,341 千円	0.20 人	1,487 千円	0.20 人	1,487 千円	0.20 人	1,487 千円		
会計年度任用職員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円		
総コスト	1,524		1,794		1,811		1,811			
活動実績	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	①市民祭りでの普及・啓発日数	-	2	-	2	-	2	2	2	日
【10】	②定例会の実施・定期相談所の設置回数	-	6	-	6	-	6	6	6	回
成果指標	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	保護司の人数	45	39	45	38	45	36	45	-	人
	①【成果指標の説明】	保護司会西東京分区の定数上限を成果指標とし、保護司の業務負担軽減を目指す。なお、保護司の主な活動は、保護観察対象者に対し、定期的な面談を実施し、日常生活や就労の助言を行うことである。そのため、定期的な研修を開催することに加え、他団体とともにあいさつ運動など地域活動に寄与している。								
	社会を明るくする運動の延べ参加人数	-	4,800	-	4,534	-	4,848	-	4,377	人
【11】	②【成果指標の説明】	「全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする」法務省の主唱の全国的な運動への参加人数を成果指標とする。この運動を通じ、他の関係機関との連携が生まれ、保護司の活動を知るきっかけとなり、保護司を志す方もいる。								
事業環境等	事業実施における課題点と改善に向けての取組【12】	保護司の高年齢化に伴い今後地域活動の担い手不足が課題であるため、社会を明るくする運動のPR動画をASTA VISIONで放映し、一般市民への保護司への活動広報の強化に努めた。再犯防止の活動について周知予定である。								
	他団体の実施状況【13】	他市(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市)においては、保護司からの集めた会費と保護観察協会からの活動費で賄っているが西東京市分区では保護司から会費を集めていない状況である。なお、西東京市にも保護観察協会からの活動費はある。								
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇することで、再犯を防ぎ、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動を行う唯一の組織である。							

【検証項目】

検証項目 【15】			一次評価	二次評価	本部評価	
	必要性	事業の実施が国・都の法令等で定められている	非該当	非該当		
		市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	該当	該当		
		現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当	該当		
	有効性	成果指標の達成状況はどうか	3	3	0	/9
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	3		
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	3	3		
	効率性・経済性	業務プロセスに改善の余地はないか	2	2	0	/9
		投入したコストが活動実績に見合っているか	2	3		
		国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	-	-		

【一次評価・二次評価】

一次評価 【16】	必要性	令和6年3月に西東京市地域福祉計画・再犯防止推進計画を一体的に策定し、「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組」、「再犯防止に向けた基盤整備」などについて定めている。保護司法の改正もあり、保護司の確保や活動環境の改善、保護司の安全確保が求められる。	二次評価 【17】	必要性	保護司は、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間ボランティアであり、更生保護や犯罪予防活動などを通じて、地域の安全に寄与する活動をしている。保護司で組織されてる西東京分区への事務経費等の支援については、保護司が活動していく上でその必要性は高く、継続して支援する必要がある。
	有効性	保護司の更生保護の資質向上のための研修や実地研修を開催し、研修などを通して培った見聞で保護観察者の面談を行い、再犯防止活動に寄与している。また、社会を明るくする運動を通じ保護司を志す方が一定数いることから有効性がある。		有効性	保護司の活動としては、保護観察対象者に対し面談を実施し、日常生活や就労の助言を行うことであり、そのため、定期的な研修の開催による保護司の資質向上や「社会を明るくする運動」を通じた広報など、再犯防止意識の醸成・更生への寄与という点で有効である。
	効率性・経済性	「地域の安心安全」「犯罪・非行の抑止」という公益性の高い事業であることから、登録されている保護司にかかる育成費や西東京分区だよりなどの広報費の支出は有効な補助である。		効率性・経済性	現在の補助金の仕組みによって活動が維持されており、犯罪や非行のない、市民が安心して暮らせる街づくりを促進するためには、支援を継続する必要がある。

【外部評価】

評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】	

【行革本部評価】

必要性	コストの方向性		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	総合評価		

改善の方向性と今後のスケジュール【19】	
----------------------	--